

入院期間が180日を超える患者様へ

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を越えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料(急性期一般入院基本料2)・・・1日につき 2,470円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の意識障害者、重度の肢体不自由者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎悪性新生物に対する腫瘍用薬を投与されている方
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎15歳未満の方

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。